

年をとっても、障がいがあっても  
安心して暮らせるお手伝い

# 日常生活自立支援事業 成年後見制度



みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら



社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

# 目次

## 安心して暮らせるお手伝い

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係 2

権利擁護支援検討チェックシート ..... 3

## 日常生活自立支援事業

主なサービス内容、利用できる方 ..... 4

できないこと、支援する人の役割、利用料 ... 5

利用までの流れ、審査会 ..... 6

## 成年後見制度

成年後見制度とは ..... 7

成年後見制度の内容 ..... 8

法定後見 手続きの流れ ..... 9

支援内容、成年後見人等に選ばれる人 ..... 10

4 親等内親族の図、後見等事務をサポートする方策 .. 11

成年後見制度の費用 ..... 12

任意後見 手続きの流れ ..... 13

任意後見契約イメージ図 ..... 14

ご相談・お問い合わせ先 ..... 15

## 鎌倉市社会福祉協議会の権利擁護サービス

日常生活自立支援事業、法人後見事業 ..... 17

成年後見センター事業 ..... 18

## ■日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

判断能力	判断能力あり	日常生活に不安がある	不十分	著しく不十分	欠ける
				支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
日常生活自立支援事業		<p>認知症や障害などを理由に一人で契約等の判断やお金の管理に不安がある方。</p> <p>※利用契約には契約内容を理解できる判断能力、本人意思確認が必要です。</p>			
成年後見制度	法定後見		<p>認知症や障害などにより、自分一人で契約したり、お金の管理ができない方。</p> <p>※申立には医師の診断が必要になります。</p>		
	任意後見	将来に備えて公正証書で代理人と契約	<p>判断能力が不十分になったとき</p> <p>※家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて契約が生じます。</p>		

## 権利擁護支援検討チェックシート

★ だけにチェックがある場合は、**日常生活自立支援事業**で対応可能です。 →詳しくは P4～

□ にチェックがある場合は、**成年後見制度**の活用をご検討ください。 →詳しくは P7～

### 1 判断能力

チェック

①	認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活はほぼ自立（補助相当）	★	
②	日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立可（保佐相当）	★	
③	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々みられ、介護が必要。知的障害の場合は手帳 A（後見相当）	□	

### 2 財産管理

①	通帳や印鑑の紛失、再発行を繰り返す	★	
②	日常的な金銭管理に支援が必要	★	
③	電気やガス、水道料金等の支払いが必要	★	
④	年金・手当・臨時福祉給付金等の受取手続きが必要	★	
⑤	税金の申告が必要	□	
⑥	生命保険等の請求手続きが必要	□	
⑦	賃貸借契約の手続きが必要（施設への入所契約も含む。）	□	
⑧	高額な買物をしたり、消費者被害に遭ったことがある	□	
⑨	不動産処分や定期預金、貸金庫の解約手続きが必要	□	
⑩	自分の意志に関係なく、借金をしたり、他人の保証人になってしまう	□	
⑪	借金の整理、ローンの返済が必要	□	
⑫	遺産分割、相続の手続きが必要	□	
⑬	訴訟等の手続きが必要	□	
⑭	親族や親族以外からの財産侵害あり	□	

### 3 身上保護

①	福祉サービスや契約の内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	★	
②	福祉サービスや契約の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□	

- 日常生活自立支援事業では、「契約能力」、「本人の利用意向」「契約の必要性」を確認し、契約します。
- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業やその他契約ができないため、成年後見制度による支援が必要です。

# 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、社会福祉協議会が利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助を行います。その他日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなど支援を行い、高齢者や障害者などの権利擁護を図ります。

## 主なサービス内容

### ①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービス利用に関する情報提供や相談
- 福祉サービス契約、利用手続きのお手伝い
- 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い



### ②日常的な金銭管理

- 年金及び福祉手当等の受領に必要な手続きのお手伝い
- 医療費、税金、公共料金等の支払いのお手伝い
- 預貯金（普通預貯金）の出し入れなどの手続きのお手伝い
- 日常のお金の使い方の相談



### ③書類等の預かり

- 盗難や紛失のおそれがある通帳等を社会福祉協議会が契約を結ぶ金融機関の貸金庫でお預かりします。
- お預かりできる物：年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印等



## 利用できる方

鎌倉市内にお住まいで認知症、知的障害、精神障害、身体障害などを理由に、「一人で福祉サービスの手続きを行うことに不安」、「預貯金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安」で「契約能力のある方」が対象です。

※ 認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も対象です。

※ 生活形態（在宅・施設・病院）に関わらず対象です。

## 日常生活自立支援事業でできないこと

- 施設入所などにとまなう身元引受人や保証人
- 施設入所契約の代理
- 外出援助、ヘルパーが対応できるような買い物
- ご自宅の処分や賃貸の解約
- 確定申告 など



## 日常生活自立支援事業で預かれない物

- ご自宅の鍵、貸金庫の鍵、遺言書
- 宝石、書画、骨董品、貴金属、現金
- 大きな価格変動の可能性がある  
有価証券 など



## 支援する人の役割



### ○専門員

- ・困り事や悩み事について相談を受けます。
- ・希望や困っている事をお聞きして、支援計画を作ります。
- ・支援計画作成後、計画を変えたい時や心配な時は相談を受けます。



### ○支援員

- ・契約後、支援計画に基づき定期的に訪問します。
- ・福祉サービスの利用手続きや預貯金の出し入れをお手伝いします。

## 利用料 (令和7年8月1日現在)

福祉サービスの利用援助契約(①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理)

利用区分		利用料金(1回)
生活保護受給者	支援計画内(定期支援)	0円
	支援計画外(臨時支援)	1,250円
生活保護受給者以外	支援計画内(定期支援)	1,250円
	支援計画外(臨時支援)	1,250円

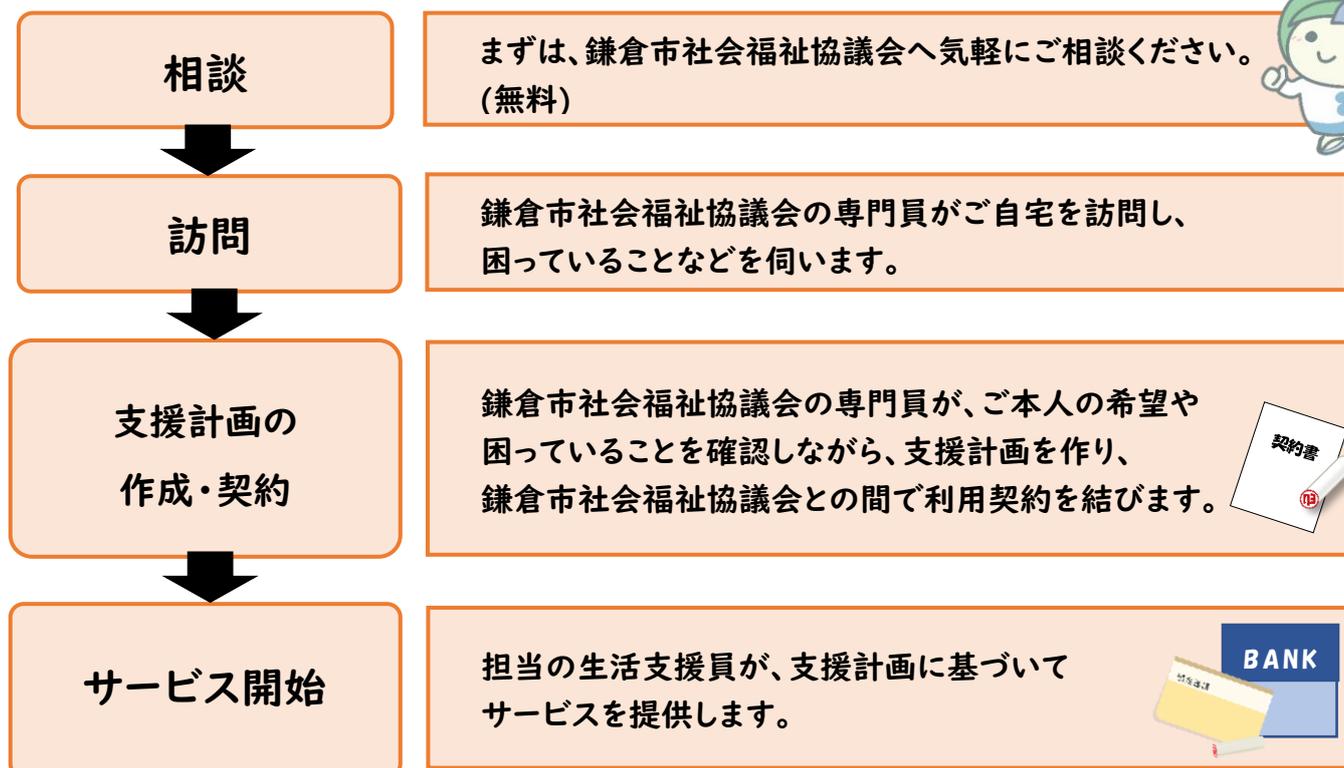
※ 回数は、訪問・同行活動を伴うものを数えます。

※ 利用区分の変更があった場合は、変更が生じた月にさかのぼります。

書類等預かりサービス契約(③書類等の預かり)

利用される全ての方	年間利用料	6,000円(月額利用料:500円)
-----------	-------	--------------------

## 利用までの流れ



※ 利用希望者の家計の状況(収支・借財等)が明確になっていない場合、サービス開始までに2ヶ月以上かかる場合もありますので、予めご了承ください。

※ 支援者が集まるケース会議などへ担当者が伺いますので、ご利用を検討される段階であっても遠慮なくお声掛けください。

## 審査会

鎌倉市社会福祉協議会では、ご利用を希望される方に借金や滞納がある場合には、神奈川県社会福祉協議会の審査会に諮問します。

新規利用時や解約・終了時の審査だけではなく、サービス利用中に生じたトラブル等に対しても、専門的な見地から審査を行っています。

※通常は鎌倉市社会福祉協議会内のカンファレンスで審査を行います。



# 成年後見制度

こんなお困りごとはありませんか？

銀行で成年後見人以外は  
親族でもお金を下ろせない  
と言われました。

BANK

難しいことがわからず、  
預金の管理や手続きが  
一人でできません。



遠方の母が訪問販売で、  
何も理解しないまま  
契約をしてしまいます。



自分にもしものことがあったら、  
障害のある子が心配です。



上記のように、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方は、必要な契約を結べなかったり、自身に不利な契約を結んでしまったりするおそれがあります。

そこで、成年後見制度では、家庭裁判所が選んだ成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）が本人に代わって、福祉サービスの契約などの手続きや不動産・預貯金等の財産管理を行います。

● 成年後見制度は2つの制度があります。

## 法定後見

- ・認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方
- ・手続き(申立て)には、医師の診断が必要です。

## 任意後見

- ・判断能力が十分ある方
- ・判断能力が不十分になった時に備えて、自分で選んだ人と事前に契約しておきます。

## ■成年後見制度の内容

類型	法定後見			任意後見
	後見	保佐	補助	
利用できる人	判断能力が欠いているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	判断能力が十分ある方
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
代理権	本人が行うすべての法律行為	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定めた法律行為		任意後見契約で定めた行為
本人の同意	不要	必要		必要
同意権・ 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為	重要な財産関係の行為等 (借金、相続など 民法第13条第1項に規定する行為の他 申立てにより裁判所が定める行為)	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定めた行為 (民法第13条第1項に規定する行為)	※ 同意権・取消権はありません。
本人の同意	不要	不要	必要	

- 支援者が記載する本人情報シートを参考にした医師の診断をもとに類型を決定します。

代理権	取消権	同意権
本人に代わり契約や申請を行い、そのために必要な財産を管理します。	本人が不利益な行為を行った場合は取り消し、本人の利益を守ります。	本人が法律行為を行う際、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題ない場合に同意します。

- 同意権・取消権は、日用品の購入など日常生活に関する行為を除きます。
- 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要です。

## ■意思決定支援

後見人等は、本人の意思を尊重した後見実務を行います。特に本人にとって重大な影響を与えること(施設入所、居所の変更や高額な資産を売却するときなど)には、本人の関係機関とともに本人の「意思決定支援」を行います。

## ■法定後見 手続きの流れ

成年後見制度の必要性検討

### 申立て準備

●申立人になれる人

- ・本人・配偶者・4親等内親族
- ・市区町村長(申立人がいない場合)  
<4親等内親族の図…PII 参照>

●申立書書式

- ・本人の住所地を管轄する家庭裁判所でもらえます。  
あるいは、家庭裁判所のホームページよりダウンロード  
することができます。

●申立てに必要なもの

- ・任意後見監督人選任申立書・戸籍謄本・住民票・登記事項証明書
- ・診断書・本人情報シート・財産目録・親族関係図など

●書類作成依頼

- ・申立書類の作成を司法書士に依頼することができます。
- ・申立人に代わって代理申立て(書類作成を含む)を行う場合、弁護士に依頼することができます。

後見/保佐/補助の開始の申立て(家庭裁判所)

### 審判手続き

- 審問: 必要に応じ、家事裁判官が事情を聞き取ります。  
調査: 家庭裁判所調査官が事情を調査します。  
鑑定: 後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定を行う場合があります。

審判 : 後見人等の選任

成年後見登記がされます。(東京法務局)

支援の開始

※後見人等は定期的に  
家庭裁判所に後見事務  
の報告を行います。

※後見人等の辞任・解任、

本人が死亡または本人の能力が回復するまで制度利用は続きます。

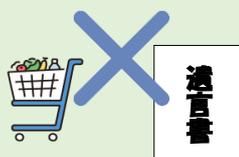
## ■支援内容

<p>身上保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用契約の手続き</li> <li>・入退院に関する手続き等</li> <li>・福祉施設等の入退所に関する手続き</li> <li>・日常生活に関わってくる契約等</li> </ul>	
<p>財産管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金の管理</li> <li>・年金等の受領</li> <li>・税金、保険料等の支払い</li> <li>・不動産等の処分</li> <li>・遺産分割等の財産に関する契約</li> </ul>	

※家庭裁判所であらかじめ認められた行為の範囲内で支援します。

※成年後見人等は家庭裁判所へ報告し、家庭裁判所の監督を受けます。

## ■後見人等ができない支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の身体介護や毎日の買い物など事実行為</li> <li>・病院の入院や施設入所の際、身元保証人や身元引受人になること</li> <li>・病気やけがの治療や手術といった医療行為に同意をすること</li> <li>・遺言、結婚、離婚、養子縁組などの意思表示をすること</li> </ul>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

## ■成年後見人等に選ばれる人

	法定後見	任意後見 (P13~参照)
<p>選任方法</p>	<p>・家庭裁判所が成年後見人等を選任します。 (誰を成年後見人等に選任するかという家裁の判断について、不服申立てをすることができません。)</p>	<p>・自分で後見人になる人 (任意後見受任者)を決めます。</p>
<p>成年後見人等に選ばれる人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親族</li> <li>○専門職 (弁護士/司法書士/社会福祉士/行政書士等)</li> <li>○NPO 法人、社会福祉協議会等</li> <li>※複数の後見人等を選任することもあります。</li> </ul>	<p>・自分が信頼できる人を任意後見受任者とします。 ○親族、専門職、法人、知人等</p>



## ■成年後見制度の費用

### ■法定成年後見制度・開始の申立てに必要な費用 …… 令和7年8月1日 現在

収入印紙（後見開始の場合） ※保佐、補助開始で同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合は、それぞれ別に申立手数料が必要です。	800円（申立手数料）
	2,600円（登記嘱託料）
郵便切手（連絡用）	4,000円（後見開始）
	5,000円（保佐、補助開始）
鑑定費用 ※後見、保佐の場合に鑑定が必要になることがあります。	「鑑定についての照会書」に 医師が記入した額

所得が低い方は、法テラス（日本司法支援センター）が行う民事法律扶助による援助（申立代理人費用の立替えなど）を受けることができる場合もあります。

### ■任意後見制度・契約書作成にかかる手数料 …… 令和7年8月1日 現在

公正証書作成の基本手数料	11,000円/1件
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他 証書代	250円/1枚
登記嘱託書郵送用の郵便代等	

任意後見契約のみは30,000円程度。

任意後見契約と同時に財産管理委任契約・死後事務委任契約を締結した場合、55,000円程度。

### ■成年後見人等の報酬

- 成年後見人等への報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況や後見人等の支援内容により定めた金額を本人の資産から支払います。
- 基本報酬は、月額2万円がめやすといわれています。
- なお、所得が低い方は成年後見制度利用支援事業により、報酬費用が助成される場合があります。詳細は鎌倉市高齢者いきいき課、障害福祉課へお問い合わせください。

### ■任意後見人の報酬

- 任意後見契約締結時に取り決めた額です。

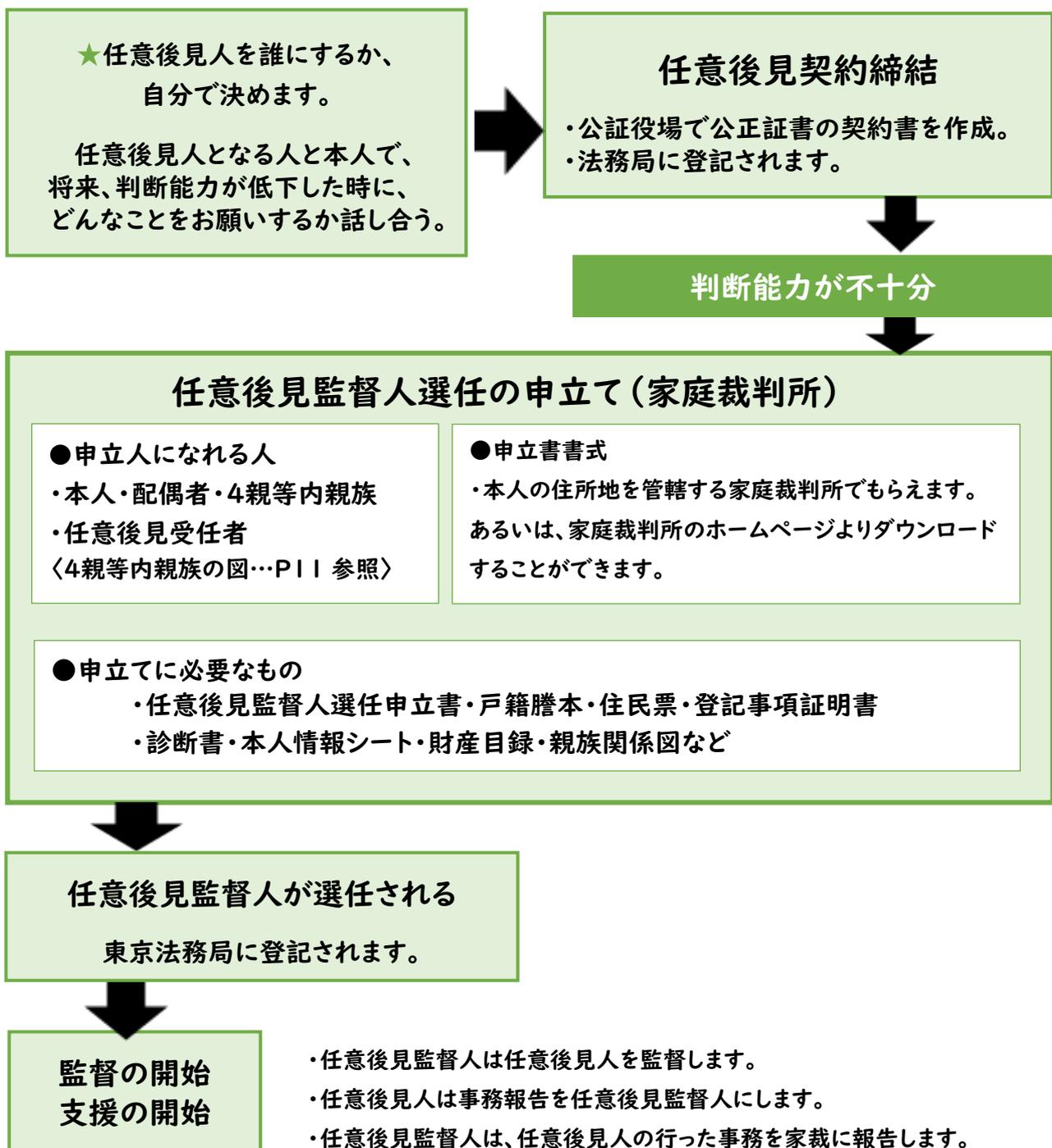
### ■任意後見監督人の報酬

- 任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況や監督事務の内容によって定めた金額を本人の資産から支払います。

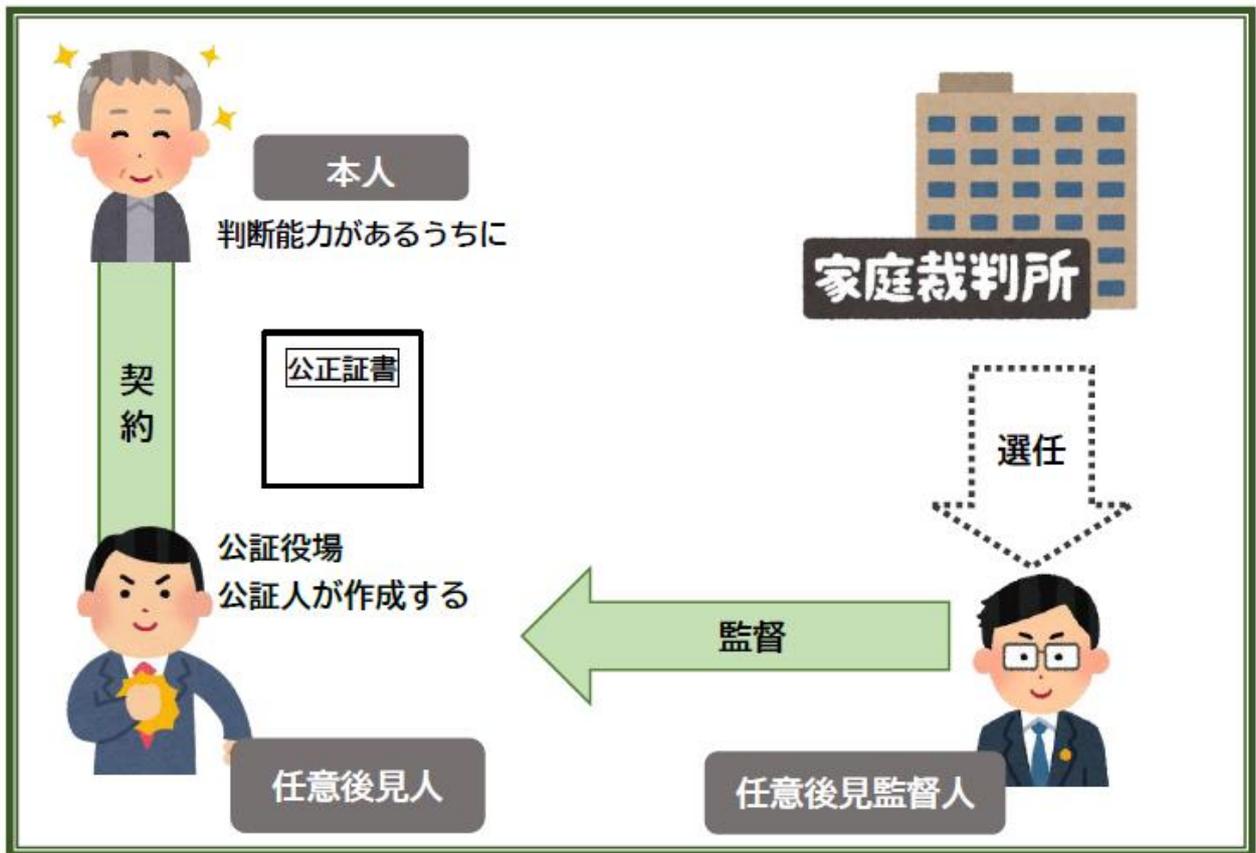
## ■任意後見 手続きの流れ

現在判断能力が十分ある方が、認知症などで判断能力が不十分になった時に備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為をあらかじめ自分で選んだ人（任意後見人）と、支援の範囲や報酬等を話し合っで決め、公証役場において公正証書で契約をします。

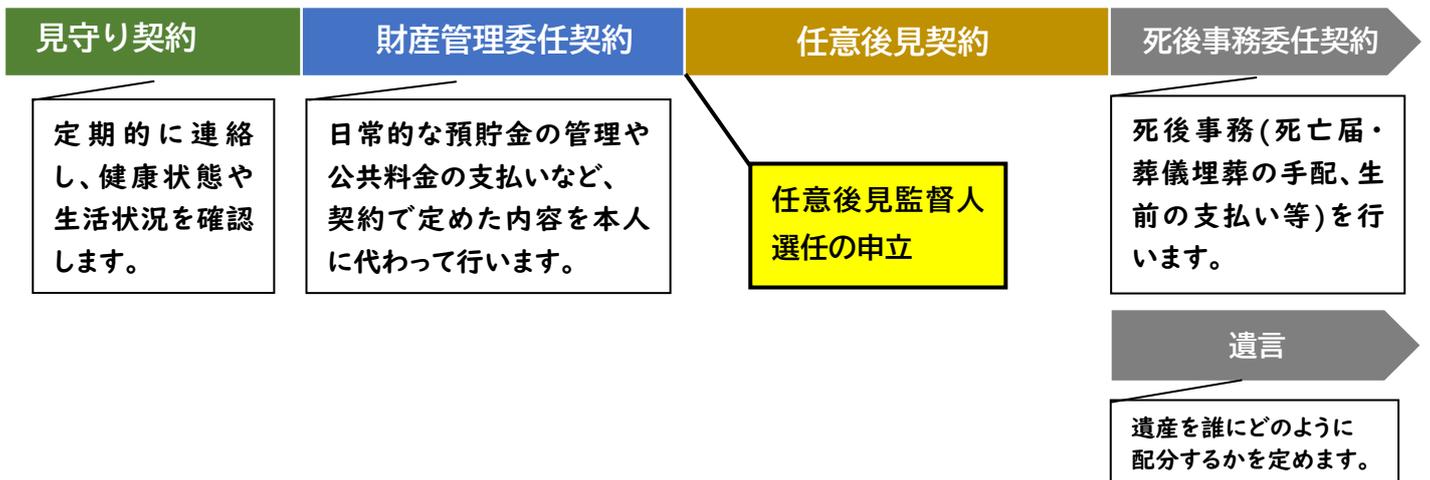
判断能力が不十分になった時は、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任の申立」をし、任意後見監督人による監督のもと、任意後見人が契約で決められた支援を行います。



任意後見契約のイメージ



任意後見契約とともに検討する契約(例)



## ご相談・お問い合わせ先



### ■成年後見制度についての相談

名称 所在地	電話
鎌倉市成年後見センター 鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市社会福祉協議会	0467-38-8003 月～金(祝日、年末年始除) 8:30～17:15
鎌倉市高齢者いきいき課 いきいき福祉担当	0467-61-3899 月～金(祝日、年末年始除) 8:00～17:00
鎌倉市障害福祉課 障害福祉担当	0467-61-3975 月～金(祝日、年末年始除) 8:00～17:00

### ■成年後見制度に関する専門職団体

名称	内容	電話
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	電話相談(20分無料) 来所相談(初回30分無料)	045-211-7720 平日 9:30～12:00 13:00～16:30
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部	電話相談(無料)	045-663-9180 月・金 15:00～17:00/水 10:00～12:00
	面談(要予約) 会場:神奈川県司法書士会館他	045-640-4345 水 15:00～17:00
一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター神奈川県支部	電話相談(無料) 面談(要予約)	045-222-8628 平日 13:00～16:00
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	電話相談(無料)	045-314-5500 火・木(祝日除) 14:00～17:00
東京地方税理士会 鎌倉支部成年後見支援センター	面接相談(無料、要予約)	0467-25-5220 水・土日祝を除く 10:00～16:00

### ■後見人等候補者となる法人

名称 所在地	電話
鎌倉市社会福祉協議会	0467-23-1075 月～金(祝日、年末年始除) 8:30～17:15
特定非営利活動法人 湘南鎌倉後見センターやすらぎ 鎌倉市由比ヶ浜 2-4-39 松田屋本店ビル(福祉ビル) 203号	0467-23-9515 平日 10:00～16:00

### ■法定後見制度の申立て・任意後見監督人選任の申立て:鎌倉市を管轄する家庭裁判所

横浜家庭裁判所 後見係 横浜市中区寿町 1-2	045-345-8001 申立予約受付
----------------------------	------------------------

### ■任意後見契約の作成・鎌倉市から近い公証役場

藤沢公証役場 藤沢市鶴沼石上 2-11-2 湘南 Kビル1階	0466-22-5910 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
-----------------------------------	-------------------------------------------

### ■法的なトラブルの総合案内(情報提供・民事法律扶助など)

法テラス神奈川	0570-078-308(050-3383-5360) 平日 9:00～17:00
---------	----------------------------------------------

## ■高齢者の相談：地域包括支援センター

名称 所在地	担当地域	電話
鎌倉市社会福祉協議会 御成町 18-10	十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、 扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺	0467-61-2600 月～金(祝日除) 8:30～17:15
鎌倉きしろ 材木座 1-8-6 ヴァイスボアール 103	大町、材木座	0467-40-4434 月～土 9:00～17:30
鎌倉静養館 由比ヶ浜 4-4-30	由比ヶ浜、笹目町、佐助、長谷、 坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎	0467-23-9110 月～土(祝日除) 8:30～17:30
聖テレジア 腰越 1-2-1	腰越(一丁目から五丁目) 七里ガ浜東、津西、七里ガ浜	0467-38-1581 月～土 8:30～17:00
聖テレジア第2 津 602-184	腰越(一丁目から五丁目を除く) 津、西鎌倉、手広、鎌倉山	0467-38-6612 月～土 8:30～17:00
みどりの園鎌倉 常盤 165-8	梶原(一丁目から五丁目を除く) 寺分(一丁目から三丁目を除く) 上町屋、常盤、笛田	0467-62-0666 月～土(祝日除) 8:30～17:00
湘南鎌倉 山崎 1202-1	山崎、梶原(一丁目から五丁目) 寺分(一丁目から三丁目)	0467-41-4013 月～土(祝日除) 8:30～17:00
きしろ 大船 1273-1	山ノ内、台(一丁目を除く)、 大船(一丁目から六丁目を除く)、 小袋谷、高野	0467-42-7503 月～土 9:00～17:30
ふれあいの泉 今泉 2-4-10	大船(一丁目から六丁目)、岩瀬、 今泉、今泉台	0467-43-5977 月～土 8:30～17:00
ささりんどう鎌倉 城廻 270-2	台(一丁目)、岡本、玉縄、植木、 城廻、関谷	0467-42-3702 月～金(祝日除) 9:00～18:00

※ 年末年始の休みについては、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

## ■障害者の相談

名称	電話
鎌倉市障害福祉課 障害福祉担当	0467-61-3975 月～金(祝日除) 8:30～17:00
地域生活サポートセンターとらいむ 由比ヶ浜 2-2-40KF ビル4F	0467-61-3205 ※面談は要予約 月～金(祝日除) 9:30～17:00
キャロットサポートセンター 由比ヶ浜 2-9-62 フォーラム 301	0467-25-3939 ※面談は要予約 月～金(祝日除) 9:00～17:00
ラファエル会 鎌倉地域支援室 小袋谷 1-4-20 ピオニー鎌倉 1F	0467-55-8878 ※面談は要予約 月～金(祝日除) 8:30～17:30

※ 年末年始の休みについては、各機関にお問い合わせください。

# 鎌倉市社会福祉協議会の権利擁護サービス

社会福祉協議会では、次の事業を行っています。

日常生活自立支援事業



## 日常生活自立支援事業(パンフレットP4~P6参照)

QRコード

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用支援を行います。その他日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行い、高齢者や障害者等の権利擁護を図ります。

## 法人後見事業

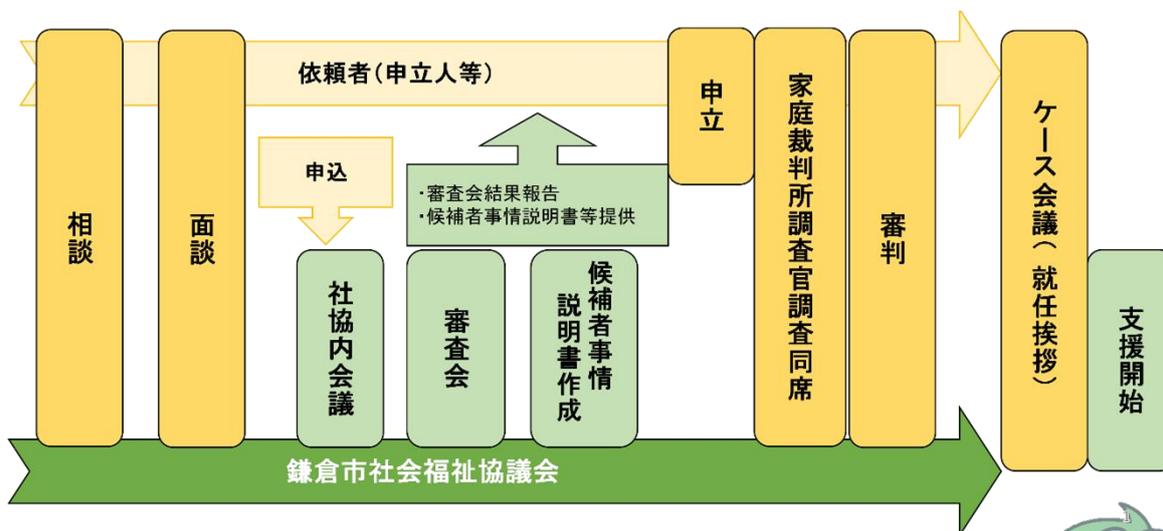
法人後見事業 QRコード



市社協が法人として家庭裁判所から成年後見人等に選任され、本人に代わって、福祉サービスの手続きや契約を行うほか、不動産や預貯金等の財産管理を行い本人の権利擁護を図ります。

～例～

- 親なき後を考え、障害のある子の後見等開始申立てをする。子どもは60歳代で長期の支援が見込まれるので、継続した支援ができる法人を候補者にしたい。
- 他の団体へ相談したが成年後見人等候補者になってもらうことができなかった。



- ※ 審査会へ諮問し、認められた場合、後見人等の候補者になります。
- ※ 市社協を後見人等候補者として申立てを行い、家庭裁判所で選任後、後見人等として支援します。



## 鎌倉市成年後見センター事業

鎌倉市より鎌倉市社会福祉協議会が委託を受け、鎌倉市内に在住する方及びその親族等を対象に、成年後見制度についての相談や、周知・啓発を目的とした事業を行っております。

鎌倉市成年後見センターは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関です。

### ● 事業内容

<p><b>利用支援</b></p> <p>無料相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見センターの職員が随時、成年後見制度に関する説明や相談（電話・来所・訪問）に応じます。</li> <li>・受付時間：月～金（祝日、年末年始除） 8:30～17:15</li> <li>・場所：鎌倉市福祉センター2階</li> </ul> <p>※事前にお電話いただきご予約いただくとスムーズです。</p>
<p><b>専門相談</b></p> <p>無料 <u>要予約</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士が成年後見制度についての相談に応じます。</li> <li>・原則毎月第4水曜日</li> <li>①9:00～9:40 ②9:45～10:25 ③10:30～11:10 ④11:15～11:55</li> <li>・場所：鎌倉市福祉センター2階</li> </ul>
<p><b>講演会・ 研修会</b></p>	<p>成年後見制度の利用に関する広報・啓発及び権利擁護の普及啓発を目的とした市民向けの講演会・事業所向けの研修会を実施しています。</p>
<p><b>親族後見人等 の支援</b></p>	<p>成年後見人等に就任した親族を対象に、個別相談や講習会等を実施します。</p>
<p><b>市民後見人 の支援</b></p>	<p>市民後見人名簿の登録や管理、活動するための情報提供を行います。市民後見人の相談等に対応し、意見交換の場を設けます。</p>



パンフレットの発行・お問い合わせ

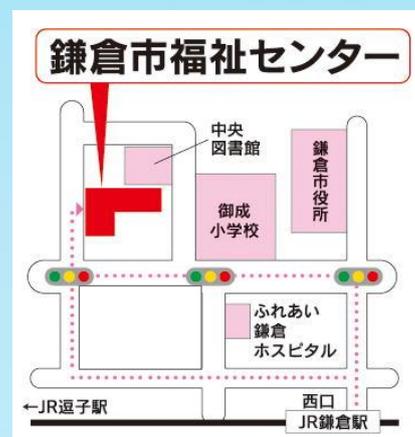
〒248-0012 鎌倉市御成町 20-21

 社会福祉法人 **鎌倉市社会福祉協議会**

電話 0467-38-8003 (鎌倉市成年後見センター)

0467-23-1075 (日常生活自立支援事業・法人後見事業)

FAX 0467-22-2213



〈令和7年10月発行〉